

元社員による金銭不正取得事案（2020年10月2日公表）に係る対応について

2020年10月2日に公表しました山口県における弊社元社員（元「特別調査役」）による金銭の不正取得事案（以下「本件」といいます。）に際し、弊社は、早期に被害を受けられた方々への補償を進めるため、被害額の3割について立替弁済を行いました。

さらに、弊社は、同年12月22日付け「元社員による金銭の不正取得」事案に関するご報告によりお知らせした通り、「被害を受けられた方々への対応等」として、弊社の補償について裁判所の調停手続を利用した公平・公正な第三者の関与の下で話し合いを進めてまいりました。

今般、下記の通り、被害を受けられた方々に対する考え方をまとめましたので、お知らせいたします。

改めまして、被害を受けられたお客さま、ならびにご契約をいただいているお客さま、関係者の皆さまに、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

引き続き、全役職員一丸となって金銭不正行為の撲滅に取り組み、お客さまの信頼回復に努めてまいります。

記

1. 主旨

被害を受けられた方々のうち、被害額が確定している方に対しては、被害額^(※)の全額をお支払いすることといたしました。

(※) お客さまが元社員から返済を受けた元本額や利息・配当等の名目で受領した金額、及び弊社が既に立替弁済を行った金額を控除したものの

2. 背景・考え方

弊社は、被害を受けられた方々への補償に関しまして、それぞれのお客さまの個別の事情を考慮する必要がある一方で、刑事事件や民事訴訟による全容解明までには一定程度の時間を要することから、できる限り早期に公平・公正な補償を実施するため、裁判所の調停手続を利用した個別の話し合いを進めてまいりました。

今般、調停手続において、一部の裁判所から弊社として、被害額の残額の相当程度を補償することが適当である旨の和解案が示されました。

しかしながら、現時点において元社員が被害を受けられた方々に対して被害額を弁済する見込みは立っておらず、問題解決が長期化することが懸念されるため、弊社は、本件において、お客さまが被害に至った経緯・理由（「特別調査役」というお客さまからの特別な信頼を惹起しやすい外観の存在などの事情）や事実関係等に照らして、被害を受けられた方々の更なる救済を進める観点から、裁判所より相当であると示された和解案に上乘せして、被害額の全額を、被害を受けられた方々に補償する必要があるとの判断をいたしました。

なお、当社は元社員に対し、当社が被害を受けられた方々にお支払いした金額の弁済を求めてまいります。

以上